

伊勢原市防災協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害時において、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力又は資源の提供を受けることにより、市、事業所等及び地域が連携し防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、その登録状況を広く市民に公表する伊勢原市防災協力事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震災害、台風若しくは集中豪雨その他の風水害又は列車事故その他の大規模な事故をいう。
- (2) 事業所等 市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人その他の団体又は個人をいう。

(登録要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす事業所等を伊勢原市防災協力事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望すること。
- (2) 次に該当しないものであること。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
 - イ 風俗営業類似の業種
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業所等
 - エ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - オ 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
 - カ 各種法令に違反しているもの
 - キ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ケ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業所
 - コ 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）第3条に基づく資格停止を受けているもの

- サ 市税等を滞納している事業所等
- シ 過去2年間において、関係法令に違反する重大な事実があるもの
- ス その他登録することが不相当であると認められるもの

(登録手続)

第4条 制度に登録しようとする事業所等（以下「申請事業所」という。）の代表者は、伊勢原市防災協力事業所登録（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。登録内容を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、前条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、申請事業所の代表者に防災協力事業所登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(平常時の協力)

第5条 防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）は、平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 地域活動に対する事業所等の施設の提供
- (5) その他

(大規模災害時の協力)

第6条 登録事業所は、大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 資機材等の貸出し
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他防災上必要な協力

2 事業所等が協力する期間は、大規模災害の発生した日から事業所等の本来の業務に支障のない日までとする。

(登録事業所の公表)

第7条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが伊勢原市防災協力事業所であることを名刺等の印刷物に表示することができるものとする。

(経費負担)

第8条 第5条及び第6条の規定による協力項目の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第9条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。

2 登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き災害時協力の意思が確認できないとき。

(3) 第3条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。

(4) 伊勢原市防災協力事業所登録抹消届(第3号様式)を市長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。

(5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないとき市長が認めたとき。

2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、伊勢原市防災協力事業所登録抹消及び登録証返還通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(情報の交換)

第11条 市及び登録事業所は、協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(確認等)

第12条 市長は、必要に応じ、申請事業所又は登録事業所が第3条第2号に定める基準に該当するものであるか否かの確認及び調査を行うことができる。

2 当該確認のために個人情報に関係機関に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

(庶務)

第13条 登録等に関する庶務は、防災主管課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。